

電子帳簿保存法における電子取引データの保存とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 手嶋 浩明

電子帳簿保存法が抜本的に改正されたと聞きました。当社に何か影響はありますか。



リサ



サキ先生

令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子取引データをプリントアウトして紙で保存し、税務調査の際に提示・提出できるようにしていればよいのですが、令和6年1月からは保存要件に従って電子データとしての保存が必要です。

そうすると当社にも影響する可能性がありますね。保存すべき電子取引データとはどのようなものですか。



リサ



サキ先生

紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子取引データで、例えば、電子メールにより受領した請求書や領収書、ホームページやクラウドサービスを利用し受領した請求書や領収書、クレジットカードのWEB明細などが該当します。

電子取引データはどのように保存するのですか。



リサ



サキ先生

電子取引データを保存する際には、①データの改ざん防止のための措置をとること、②「日付・金額・取引先」で検索できるようにすること、③ディスプレイ・プリンタ等を備え付けることが必要です。

保存要件①のデータの改ざん防止のための措置をとることとは、具体的にどのような方法がありますか。



リサ



サキ先生

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法のほか、「改ざん防止のための事務処理規定を定めて運用する」方法でも構わないとされています。事務処理規定のサンプルは国税庁ホームページで公表されており、ひな形として活用できます。

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法は、別途費用がかかりそうなので、当社では「改ざん防止のための事務処理規定を定めて運用する」方法が現実的ですね。保存要件②の「日付・金額・取引先」で検索できるようにすることは、具体的にどのような方法がありますか。



リサ



サキ先生

表計算ソフトで索引簿を作成しておくことで検索できるようにする方法や、データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで検索できるようにする方法があります。

当社には関係ないと思っていましたが、保存すべき電子取引データの確認が必要ですね。



リサ

【筆者紹介】 手嶋浩明(てしま・ひろあき)

1972年生まれ。東京国税不服審判所審判部、東京国税局査察部査察審理課、東京国税局管内の税務署において法人課税部門の審理担当として各法人会をサポート、などを経て、東京都中央区で税理士登録。互井敏勝税理士事務所に勤務。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索